

軽自動車税減免申請のご案内

次のいずれかの事由に該当し、必要があると認められた場合には、軽自動車税が減免されます。減免申請は納期限までとなります。この期限を過ぎますと、減免が受けられませんのでご注意ください。

減免の事由と申請に必要なもの

1. 災害等により、生活が困難となった方
2. 生活保護による扶助を受けている方
3. 中国残留邦人等自立支援給付を受けている方
4. 身体、精神に障がいをもつ方
5. 車両の構造が、専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車等
6. その他特別の事情があると区長が認めた方
(社会福祉法人等で搬送に使用する車両)

《軽自動車税の減免申請に必要な書類》

- (1) 軽自動車税納税通知書 (納付されますと減免できません)
- (2) 軽自動車税減免申請書
※マイナンバー制度開始に伴い、個人番号 (マイナンバー) または法人番号の記入が必要となりました。
- (3) 添付書類
上記事由 1 に該当する方
 - ・ 災証明書またはその写し
 - ・ 保険等による損害補填の有無と、その補填額を証明できるもの
 - ・ その他生活状況がわかる書類上記事由 2 に該当する方
 - ・ 保護開始 (変更) 決定通知書の写し、または保護受給証明書上記事由 3 に該当する方
 - ・ 支援給付受給証明書上記事由 4 に該当する方
 - ・ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等
 - ・ 運転免許証の写し上記事由 5 に該当する方
 - ・ 自動車車検証の写し等上記事由 6 に該当する方
 - ・ 事業概要および軽自動車等使用状況証明書

軽自動車税の減免となる身体障がい者等の範囲

(1) 身体障がい者および戦傷病者

障がいの区分	身体障害者手帳の 等級の程度	戦傷病者手帳の 障がいの程度
下肢不自由	1～6級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
体幹不自由	1～3級、5級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
上肢不自由	1・2級	特別項症～第3項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能 1・2級 移動機能 1～6級	—
視覚障がい	1～3級、4級の1	特別項症～第4項症
聴覚障がい	2級・3級	特別項症～第4項症
平衡機能障がい	3級・5級	特別項症～第4項症
音声機能または言語機能障がい	3級 (こう頭摘出に係るものに限る)	特別項症～第2項症 (こう頭摘出に係るものに限る)
心臓機能障がい	1級・3級・4級	特別項症～第3項症
じん臓機能障がい	1級・3級・4級	特別項症～第3項症
呼吸器機能障がい	1級・3級・4級	特別項症～第3項症
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1級・3級・4級	特別項症～第3項症
小腸の機能障がい	1級・3級・4級	特別項症～第3項症
免疫機能障がい	1～4級	—
肝臓の機能障がい	1～4級	特別項症～第3項症

(2) 知的障がい者

愛の手帳（総合判定） 1度～3度

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳 1級

《問合せ・申請先》

板橋区役所 総務部課税課 税務グループ 区役所北館3階13番窓口
〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 TEL03-3579-2095（直通）